

法人単位貸借対照表
平成29年3月31日現在

(単位：円)

	資産の部			負債の部			
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減	
流動資産	57,340,920	78,356,996	-21,016,076	流動負債	25,453,108	29,366,968	-3,913,860
現金預金	12,563,195	31,864,801	-19,301,606	短期運営資金借入金			0
事業未収金	21,624,198	23,495,651	-1,871,453	事業未払金			0
未収金	20,000	20,000	0	その他の未払金			0
未収補助金	6,157,238	6,263,020	-105,782	支払手形			0
未収収益	15,863,329	15,159,035	704,294	役員等 短期借入金			0
受取手形				1年以内返済予定設備資金借入金			0
貯蔵品				1年以内返済予定長期運営資金借入金			0
医薬品				1年以内返済予定リース債務			0
診療・療養費等材料				1年以内返済予定役員等 長期借入金			0
給食用材料				1年以内支払予定長期未払金			0
商品・製品				未払費用	10,029,289	10,488,973	-459,684
仕掛品				預り金	8,957,819	9,751,995	-794,176
原材料				職員預り金			0
立替金		2,029	-2,029	前受金			0
前払金				前受収益			0
前払費用	1,112,960	1,552,460	-439,500	仮受金			0
1年以内回収予定長期貸付金				賞与引当金	6,466,000	9,126,000	-2,660,000
短期貸付金				その他の流動負債			0
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産	631,485,914	671,192,256	-39,706,342	固定負債	500,019,290	544,349,550	-44,330,260
基本財産	563,361,052	593,693,581	-30,332,529	設備資金借入金	492,256,000	530,172,000	-37,916,000
土地				長期運営資金借入金			0
建物	456,962,822	474,651,706	-17,688,884	リース債務	3,616,275	9,295,167	-5,678,892
建物付属設備	106,398,230	119,041,875	-12,643,645	役員等 長期借入金			0
定期預金				退職給付引当金	4,147,015	4,882,383	-735,368
その他の固定資産	68,124,862	77,498,675	-9,373,813	長期未払金			0
土地				長期預り金			0
建物				その他の固定負債			0
構築物	8,048,489	9,303,490	-1,255,001	負債の部合計	525,472,398	573,716,518	-48,244,120
機械及び装置				純資産の部			
車両運搬具	1	1	0	基本金	100,000,000	100,000,000	0
器具及び備品	1,306,689	2,977,127	-1,670,438	国庫補助金等 特別積立金	108,112,500	112,297,500	-4,185,000
建設仮勘定				その他の積立金			0
有形リース資産	3,616,275	9,295,167	-5,678,892	次期繰越活動増減差額	-44,758,064	-36,464,766	-8,293,298
権利	50,060,000	50,060,000	0	(うち当期活動増減差額)	-8,293,298	13,159,993	-21,453,291
ソフトウェア	270,216	377,784	-107,568				
無形リース資産							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金(員立資産)							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産	4,823,192	5,485,106	-661,914	純資産の部合計	163,354,436	175,832,734	-12,478,298
資産の部合計	688,826,834	749,549,252	-60,722,418	負債及び純資産の部合計	688,826,834	749,549,252	-60,722,418

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。